

《マイナンバー制度特集》

# マイナポータルとぴったりサービス



**【問合せ先】**  
 マイナンバー制度全般について…総務課行政係 ☎内線 327  
 ぴったりサービスについて…子育て・こども課子育て支援係 ☎内線 146・171  
 マイナンバーカードの申請について…市民生活課住民係 ☎内線 127・124

**マイナポータル**とは、政府が運営するオンラインサービスです。子育てに関する行政手続きがワンストップで行えたり、行政からのお知らせを受け取ることができます。

今後サービス内容も順次拡大していく予定です。

※ワンストップとは、色々な行政手続きをインターネットを通じてまとめて一度に申請出来るようにすることを言います。



「**お知らせ機能**」で行政機関等から配信されるお知らせを受け取ることができます。



行政機関等が保有する「**あなたの情報**」が確認できます。

「**ぴったりサービス**」で松浦市や他の自治体の、あなたにぴったりの行政サービスを検索したりオンライン申請ができます。

まずは**子育てのサービス**からスタート！

「**やりとり履歴**」で行政機関同士が、あなたの個人情報を受け渡した履歴を確認できます。

「**もっとつながる**」で外部サイトを登録することで、外部サイトへのログインが簡単にできます。

※一部の手続きから開始されます。

1月4日から、市役所（子育て・こども課窓口）に、マイナポータルにアクセスできる端末を設置します。自宅にパソコンが無い方や操作方法が知りたい方で利用してみたい方は、お気軽に窓口でお尋ねください。



マイナポータル

『マイナンバーカード』で

# 子育ての手続きをもっと手軽に！



仕事が忙しくて子育て支援制度の手続きをしに役所に行く時間がない！  
こどもの予防接種はいつだったかな？だけど市役所に電話をかける時間がない！などの  
お悩みは、**マイナンバーカード**があれば解決できます！

「ぴったりサービス」でできることは次のとおりです。

## かんたん検索

自分にぴったりのサービスをかたんに検索  
できます。

**例えば...** 「児童手当」検索すると、  
手続きに必要な書類が一覧で表示！  
⇒添付書類の不足や間違いが減って、  
申請手続きもスマートに！



**検索**

申請書などの作成も  
パソコン・スマホで  
OK！



※検索機能のご利用にはマイナンバーカードは不要です。

## オンライン申請

市役所まで出向かなくても、オンラインで申請  
ができます。

**例えば...** ●児童手当の手続  
●保育所の入所申請  
●妊娠の届出

など



マイナンバーカードを使って  
**オンライン申請**



書類の送付は写真画像でもOK！



松浦市役所へ

※準備ができた手続きから順次開始されます。  
※面談などのため来庁が必要な場合があります。  
※申請書の添付書類が省略される予定です。

## プッシュ型通知

忘れてしまいがちな手続きの「お知らせ」が  
あなたのマイナポータルに届きます。

- 児童手当の手続き
- 保育所の入所審査結果
- 予防接種や乳幼児健診など

※準備ができた手続きなどから順次開始されます。



松浦市からマイナ  
ポータルへお知らせ  
が届きます。



設定したメールア  
ドレスに通知到着  
の連絡が届きます。



松浦市



「ぴったりサービス」のご利用にはマイナンバーカードが必要です。申請はお早めに！

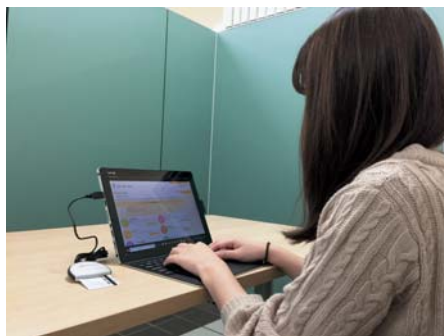
## 通知カード（顔写真無し）のご確認を！

最近、通知カードを失くしたとの問い合わせが増えていきます。通知カードは  
マイナンバーを記載したカードですが、マイナンバーは、公的機関での手続き、  
お勤め先への手続きをはじめ、奨学金や生命保険の手続きなどさまざまな場  
面で必要となります。通知カードがお手元にあるかご確認をお願いします。

※再交付には、日数を要します！

なお、現在は、無料（初回のみ）でマイナンバーカードを作成することができ  
ます。順次開始されるマイナポータルのような便利なサービスが利用できたり、  
運転免許証返納後の本人確認書類としても利用できます。

また、国では、運転免許証や健康保険証としての利用も検討されています。申  
請が重なりますと、カードの交付に数か月かかりますので（現在、申請からカー  
ド交付まで2か月程度）、ぜひ、今のうちに申請してみたいかご検討ください。



▲「ぴったりサービス」閲覧中！



※通知カードに同封されている返信用封筒の差出有効期限が、「平成 29 年 10 月 4 日まで」とされているもの  
は、「来年の 5 月 31 日まで」有効な封筒として利用可能になりました。